

信州スポーツ医療福祉専門学校学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、教育基本法に則り、学校教育法及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、柔道整復師法、社会福祉士及び介護福祉士法に従い、医療技術者・介護技術者及びスポーツトレーナーとして必要な知識・技術・技能及び態度を習得させ、健康な心身と豊かな人間性を養い、医療・保健・福祉及びスポーツの充実発展に貢献し得る有能なはり師、きゅう師、柔道整復師及び介護福祉士の養成を行うことを目的とする。

(名 称)

第2条 この専修学校は、信州スポーツ医療福祉専門学校（以下「本校」という。）という。

(位 置)

第3条 本校は、長野県長野市大字三輪1313番地13に置く。

第2章 課程、学科、定員及び修業年限

(課程、学科等)

第4条 本校の課程、学科、定員及び修業年限は、次のとおりとする。

課 程	学 科	区 分	入学定員	総定員	修業年限
医療専門課程 (昼間部)	はりきゅう学科	昼間部	30人	90人	3年
	柔道整復学科	昼間部	(30×2) 60人	180人	3年
教育・社会福祉 専門課程	介護福祉学科	昼間部	40人	80人	2年
文化・教養 専門課程	スポーツトレーナー 学科	昼間部	40人	80人	2年

2 同一学年の在学期間は、原則として2年とし、通算で6年（介護福祉学科、スポーツトレーナー学科にあつては4年）を超えることはできない。ただし、在学期間には、休学期間は算入しない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第5条 学年は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第6条 学期は、次のとおりとする。ただし、学校長は特に必要があると認める場合には学期の開始日及び終了日を変更することができる。

- (1) 前期 4月 1日から 9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から 3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。ただし、学校長は特に必要があると認める場合には休業日を変更することができる。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (2) 創立記念日 10月1日
 - (3) 夏季休業 8月1日から 8月28日まで
 - (4) 冬季休業 12月26日から 1月7日まで
 - (5) 学年末休業 3月25日から 3月31日まで
 - (6) その他学校長の定めた日
- 2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。
- 3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 教育課程、授業時数、授業時間及び履修時間等

(教育課程及び授業時数)

第8条 教育課程は別表(1)、別表(2)、別表(3)及び別表(4)のとおりとする。

- 2 1単位の授業時数は、講義及び演習については15時間から30時間、実習及び実技については30時間から45時間の範囲内で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。
ただし、臨床実習、介護実習及びスポーツ実習については45時間とする。
- 3 1授業時間は50分とし、連続して行うときは45分とする。

(授業時間)

第9条 授業の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

- (1) はりきゅう学科
9時15分から12時25分(一部14時40分まで)
- (2) 柔道整復学科
9時15分から18時まで
- (3) 介護福祉学科
午前9時15分から午後2時40分まで
ただし、介護実習は、1日8時間の範囲内で行う。
- (4) スポーツトレーナー学科
午前9時15分から午後6時まで
ただし、スポーツ実習は、1日8時間の範囲内で行う。

2 学校長は、必要があると認める場合には前項の時刻を変更することがある。

(履修時間等)

第10条 学年末において、出席日数が出席すべき日数の3分の2に満たない者は、進級又は卒業することはできない。ただし、各科目の出席授業時数が、別表(1)から(4)に定める授業時数の3分の2(介護及びスポーツ実習にあつては5分の4)に満たない場合は、当該科目の履修の認定はしない。

(入学前の授業科目の履修)

第11条 学校長は教育上有益と認めるときは、学生が本校に入学する前に行なった専修学校の専門課程における履修又は大学、短期大学等における授業科目の履修を、当該課程の修了に必要な総授業時間数の2分の1を超えない範囲で、当該課程における科目の履修とみなすことができる。

2 (削除)

第5章 成績の評価、課程の修了、卒業及び国家試験受験資格の認定

(成績の評価)

第12条 成績の評価は、定期試験、総合学力判定試験、卒業見込み判定試験等並びに実習・実技の成果及び履修状況等を総合的に勘案して行う。

2 授業科目の成績評価は、S(90点以上)、A(80点以上)、B(70点以上)、C(60点以上)、D(60点以下)をもって表わし、C以上は合格とする。

3 上記の成績評価はGPA評価制度により行うものとし、その評価制度は別に定める。

(定期試験・追試験及び再試験)

第13条 定期試験は毎学年2回以上実施する。

2 やむを得ない理由により定期試験を受けることができなかった者に対し、追試験を行うことがある。

3 定期試験の成績が合格に達しなかった者に対し、再試験を行うことがある。

4 再試験の場合には、所定の受験願に別に定める受験料を添えて提出しなければならない。

5 試験に関して必要な事項は、別に定める。

(認定の基準)

第14条 本校の教育課程の修了又は卒業の認定は、出席時数及び第12条に定める各試験の成績の評価、授業態度等を考慮して、学校長がこれを決定する。ただし、はり師・きゅう師、柔道整復師を目指すものの認定に当たっては、(公社)東洋療法学校協会などはり師・きゅう師養成施設関係団体又は(財)柔道整復研修試験財団が実施する実技能力(認定実技)審査に合格することを前提とする。

(証書の授与)

第15条 学校長は、所定の全課程を修了したと認めた者には、修了した課程・学科の名称

及び修業年限を記載した卒業証書を授与する。

2 前項により、本校の学科を修了した者には、次の区分により専門士の称号を授与する。

- (1) はりきゅう学科又は柔道整復学科 専門士（医療分野専門課程）
- (2) 介護福祉学科 専門士（教育福祉分野専門課程）
- (3) スポーツトレーナ学科 専門士（文化・教養分野専門課程）

3 学校長は、必要に応じて修了証書を授与する。

（国家試験受験資格の認定等）

第16条 本校のはりきゅう学科を卒業した者は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第2条第1号の規定に基づき、はり師及びきゅう師国家試験の受験資格が与えられる。

2 本校の柔道整復学科を卒業した者は、柔道整復師法第12条の規定に基づき、柔道整復師国家試験の受験資格が与えられる。

3 本校の介護福祉学科を卒業した者は、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号の規定に基づき介護福祉士の国家試験の受験資格が与えられる。

第6章 入学、休学、退学及び転学等

（入学時期）

第17条 本校の入学時期は、4月1日とする。

（入学資格）

第18条 本校に入学することができる者は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）第2条第1号若しくは柔道整復師学校養成施設指定規則（昭和47年文部省・厚生省令第2号）第2条第1号及び学校教育法第125条第3項及び同法施行規則第183条の定めるところにより次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程又は外国において12年の学校教育を修了した者
- (3) 文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (4) 削除
- (5) 本校において高等学校卒業者と同等以上の学力ありと認められるもの

（入学手続）

第19条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、第25条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続きを終了した者に対して選考を行い、学校長が入学者を決定する。
- (3) 入学を許可された者は、指定された期日までに保証人が連署した誓約書に、第25条に定める入学金を添えて手続きをとらなければならない。

(選考方法等)

第19条の2 前条第2号に定める入学者の選考は、次の区分により行う。

- (1) 推薦入学試験
- (2) 社会人入学試験
- (3) 一般入学試験
- (4) 特待生入学試験
- (5) AO入学試験

2 前項に定める入学試験の出願資格は、次のとおりとする。

- (1) 推薦入学試験

各年度3月高等学校卒業見込みの者又は高等学校卒業1年以内の者であって、次の条件を満たし、かつ、在籍又は出身の高等学校長の推薦があるものとする。

ア 本校を専願すること。

イ 高等学校における学業成績の評定平均値が3.2(介護福祉学科、スポーツトレーナー学科については3.0)以上であるもの又はクラブ活動その他校内活動等で顕著な活躍実績のあるもの若しくはボランティア活動その他社会的活動等の実績のあるもの。

- (2) 社会人入学試験

本校を専願する者であって、入学時に満20歳に達している高等学校を卒業したもの又はこれと同等の学力があると認められるもの。

- (3) 一般入学試験

高等学校を卒業した者、これと同等の学力があると認められる者又は各年度3月高等学校卒業見込みの者。

- (4) 特待生入学試験

入学を希望する本校の学科で取得できる国家資格以外の医療・福祉関係の国家資格を有する者又は本校を専願する各年度3月高等学校卒業見込みの者であって高等学校における学業成績の評定平均値が4.0以上(介護福祉学科については3.8以上、スポーツトレーナー学科については3.5以上)であるもの。

- (5) AO入学試験

各年度3月高等学校卒業見込みの者又は高等学校卒業1年以内の者であって、次の条件を満たしているものとする。

ア 本校を専願すること。

イ 学習意欲が旺盛であり、かつ、本校の設置目的である柔道整復師、はり師、きゅう師又は介護福祉士の資格取得を目指しているものであること。

3 入試科目、入試問題の作成、採点、合否判定資料の作成等選考に関する事項は、学校長が別に定める。

(休学及び復学)

第20条 病気その他やむを得ない事由によって、2ヶ月以上休学しようとする者は、その事由を記載した書類を保証人連署の上学校長に提出して、その許可を受けなければならない。ただし、病気による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

- 2 前項の者が復学しようとする場合は、学校長の許可を得て復学することができる。ただし、復学の時期は、学年又は学期の始めとする。
- 3 休学期間は、2年以内とする。

(退学及び転学)

第21条 退学又は転学しようとする者は、その事由を記載した書類を保証人連署のうえ提出し、学校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第21条の2 次の各号に該当する者は、学校長は除籍できる。

- (1) 第21条の退学願を提出しない者。
- (2) 相当の期間にわたり、正規の届出がなく、欠席した者。
- (3) 休学期間が2年を超える者。
- (4) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者。
- (5) 死亡した者、又は行方不明の者。

(転入学の受入)

第22条 ほかの専修学校から転入学を希望する者のあるときは、学校長は、当該者の在籍する学校の校長が発行する在学証明書及び指導要録の写しにより、教育上支障がない場合には転入学を許可することができる。ただし、欠員がある場合に限るものとする。

- 2 転入学を許可したときには、学校長はその旨を転入学前の学校の校長に通知しなければならない。
- 3 転入学を許可された者の修得単位の取り扱い及び在学期間の通算については、関係法令等の定めにより学校長が定める。
- 4 (削除)

(編入)

第22条の2 本校が開設する学科に在籍する者が、他の学科に編入を希望する場合は、学校長の諮問に基づき、所属学科と編入希望の学科とにおいて、履修科目及び各科目の成績を考慮し、編入の可否について答申する。学校長は、答申の結果を踏まえ、編入の可否を決める。ただし、欠員がある場合に限るものとする。

- 2 (削除)

(出席停止)

第23条 学校長は、感染症法その他の感染症の予防に関して規定する法律に規定する感染症にかかり、又はそのおそれのある学生に対して、出席停止を命ずることができる。

第7章 職員組織

(職員組織)

第24条 本校の職員組織は、次のとおりとする。

- (1) 学 校 長 1 人
 - (2) 専任教員 次の区分による。
 - ア はりきゅう学科 7 人以上
 - イ 柔道整復学科 6 人以上
 - ウ 介護福祉学科 3 人以上
 - エ スポーツトレーナー学科 3 人以上
 - (3) 事務職員 2 人以上
 - (4) 学 校 医 1 人
 - (5) 校務の必要に応じて、非常勤講師その他の職員を置くことができる。
- 2 学校長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

第 8 章 入学金、授業料等

(入学金、授業料等)

第 25 条 本校の入学検定料、入学金、授業料、施設設備費及び実習費（以下「入学金、授業料等」という。）は、次のとおりとする。

区 分	はりきゅう学科	柔道整復学科	介護福祉学科	スポーツトレーナー学科
入学検定料	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円
入 学 金	400,000 円	500,000 円	200,000 円	200,000 円
授 業 料	(年額) 900,000 円	(年額) 900,000 円	(年額) 650,000 円	(年額) 600,000 円
施設設備費	(年額) 200,000 円	(年額) 200,000 円	(年額) 200,000 円	(年額) 200,000 円
実 習 費	(年額) 200,000 円	(年額) 200,000 円	(年額) 50,000 円	(年額) 200,000 円

- 2 前項に定める授業料、施設設備費及び実習費（以下「学納金」という。）は、本校の指定する期日までに納入しなければならない。ただし、学校長の定めるところにより、分割して納入することができる。
- 3 学納金を期限内に納入しないときは、学校長は遅滞なく期限を付して督促するものとする。
- 4 学校長は、前項の督促をしてもなお、納入しないときは、特別の事情を除くほか、その者を出席停止又は退学させることができる。
- 5 学校長は、特別の事情があると認めた者には、授業料を減免することができる。
- 6 第 1 項に掲げる入学金及び学納金は教育に必要な全ての納付金であり、本校は学生に係る実費その他別に定めるものを除いては他に徴収しない。

(退学等の場合の学納金)

第 26 条 退学若しくは転学した者、退学を命ぜられた者又は停学中の者は、その時点までに納付済の当該年度の学納金は返還しない。

(休学した場合の学納金)

第 27 条 休学した者に対しては、休学した日の属する月の翌月（当該日が月の初日である

ときは、その月) から、復学する日の属する前月までの間の学納金は、学校長が別に定めるところにより、免除することができる。この場合、別に定める在籍料は納付するものとする。

(入学金、授業料等の不還付)

第28条 既に納入した入学金、授業料等は返還しない。ただし、学校長が必要と認めた場合は返還する。

第9章 賞 罰

(表 彰)

第29条 学校長は、他の学生の模範となる者を、表彰することができる。

(懲 戒)

第30条 学校長は、教育上必要があると認めるときは、学生に懲戒を加えることができる。

2 懲戒は、退学、停学、訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなく出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第10章 図 書 室

(図書室)

第31条 本校に図書室を置く。

2 図書室規程については、別に定める。

第11章 付 属 施 設

(付属施設)

第32条 本校に臨床実習を行う施設として、付属鍼灸院及び付属接骨院を置く。

第12章 健 康 管 理

(健康管理)

第33条 学校保健安全法に基づき、別に定める学校保健安全計画により健康管理を適正に行うものとする。

第13章 育英奨学制度

(育英奨学制度)

第34条 本校の学生で成績優秀、品行方正かつ家庭の経済的事情のために就学困難と認められる者には、学費の全額又は一部を貸与又は免除することがある。

2 育英奨学制度に関する規程は、別に定める。

第14章 自己点検評価

(自己点検評価)

第35条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要なことは別に定める。

第15章 細 則

(施行細則)

第36条 この学則の施行についての細則は、別に定める。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則の一部改正は、厚生労働大臣が介護福祉士養成施設の開設を指定した日（平成19年3月7日）から施行する。

附 則

この学則の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則の一部を改正する規則は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、学則第19条の2の改正は平成20年9月1日から適用する。

2 平成27年3月31日までに卒業した者にあつては、学則第16条第3項の適用は改正前の規定を適用する。

附 則

1 この学則の一部を改正する規則は、平成22年4月1日から施行する。

ただし、第10条及び別表の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則の一部を改正する規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の第8で定める教育課程は、平成25年度入学生から適用し、平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。また、新教育課程の実施に際し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この学則の一部を改正する規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の第8条で定める教育課程は、平成26年度入学生から適用し、平成25年度前の入学者については、なお従前の例による。

また、改正後の教育課程の実施に際し、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この学則の一部を改正する規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条で定める教育課程は、平成27年度入学生から適用し、平成26年度前の入学者については、なお従前の例による。

また、改正後の教育課程の実施に際し、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この学則の一部を改正する規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則の一部を改正する規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条で定める教育課程は、平成30年度入学生から適用し、平成29年度以前の入学者については、なお従前の例による。また、改正後の教育課程の実施に際し、必要な事項は別に定める。

附 則

この学則の一部を改正する規則は、平成31年4月1日から施行する。

ただし、第10条及び第18条の改正規定は平成30年4月1日から適用する。

附 則

この学則の一部を改正する規則は、平成31年年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則の一部を改正する規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条で定める区分は、令和2年度入学生から適用し、平成31年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第9条（2）柔道整復学科で定める授業時間は、令和2年度入学生から適用し、平成31年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則の一部を改正する規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条（2）介護福祉学科で定める授業時間は、令和3年度入学生から適用し、以前の入学者については、なお従前の例による。

学則第8条関係 別表1

はりきゅう学科

分野	内容	授業科目	形態	単位	時間数	1年次	2年次	3年次	
基礎分野	科学的思想の基盤	生物学	講義	5	75	75			
		研究法概論	講義	5	75		75		
	人間と生活	国語	講義	4	60	60			
	合計			14	210	135	75	0	
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖学1	講義	3	75	75			
		解剖学2	講義	3	75	75			
		解剖学3	講義	2	50		50		
		生理学1	講義	3	75	75			
		生理学2	講義	3	75	75			
		生理学3	講義	1	25		25		
		小計	15	375	300	75	0	50	
	疾病の成り立ち、予防及び回復の促進	衛生学・公衆衛生学	講義	2	50			50	
		病理学概論	講義	2	50		50		
		リハビリテーション医学	講義	2	50				50
		運動学	講義	1	25				25
		臨床医学総論	講義	3	75		75		
		臨床医学各論1	講義	3	75		75		
		臨床医学各論2	講義	2	50				50
	小計	15	375	0	200	175			
	保健医療福祉とはり及びきゅうの理念	医療概論	講義	1	25				25
		関係法規	講義	1	25	25			
		あはき史	講義	1	25		25		
	小計	3	75	25	25	25			
	合計			33	825	325	300	200	
専門分野	基礎はり学・基礎きゅう学	東洋医学概論1	講義	3	75	75			
		東洋医学概論2	講義	3	75		75		
		経絡経穴概論1	講義	3	75	75			
		経絡経穴概論2	講義	3	75		75		
		小計	12	300	150	150	0		
	臨床はり学・臨床きゅう学	東洋医学臨床論（現代）	講義	3	75				75
		東洋医学臨床論（東洋）	講義	3	75				75
		鍼灸治効理論	講義	1	25				25
		触察解剖（取穴含む）	実技	2	60	60			
		診察法（現代医学的）	実技	2	60		60		
		診察法（東洋医学的）	実技	2	60				60
		小計	13	355	60	60	235		
	社会はり学・社会きゅう学	社会はりきゅう学	講義	3	75			75	
	小計	3	75	0	0	75			
	実習	はり・きゅう実習1	実習	2	60	60			
		はり・きゅう実習2	実習	2	60	60			
		はり・きゅう実習3	実習	1	30		30		
		はり・きゅう実習4	実習	2	60		60		
		はり・きゅう実習5	実習	2	60		60		
		はり・きゅう実習6	実習	1	30		30		
		はり・きゅう実習7	実習	2	60				60
		はり・きゅう実習8	実習	2	60				60
		はり・きゅう実習9	実習	1	30				30
		小計	15	450	120	180	150		
	臨床実習	臨床実習1	実習	1	45	45			
		臨床実習2	実習	1	45		45		
		臨床実習3	実習	2	90				90
	小計	4	180	45	45	90			
	総合領域	総合学習1	講義	3	75	75			
		総合学習2	講義	3	75		75		
		総合学習3	講義	3	75				75
		総合学習4	講義	3	75				75
	小計	12	300	75	75	150			
	合計			59	1660	450	510	700	
総計			106	2695	910	885	900		

*基礎科目は1単位15時間、実習は1単位30時間、臨床実習は1単位45時間、その他の科目は1単位25時間

学則第8条関係 別表2

柔道整復学科

分野	内容	授業科目	形態	単位	時間数	1年次	2年次	3年次
基礎分野	科学的思想の基盤	生物	講義	5	75	75		
		研究法概論	講義	5	75		75	
	人間と生活	国語	講義	4	60	60		
合計				14	210	135	75	0
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖学1	講義	3	75	75		
		解剖学2	講義	3	75	75		
		解剖学3	講義	1	25			25
		生理学1	講義	3	75	75		
		生理学2	講義	3	75		75	
		運動学	講義	3	75			75
		高齢者の生理学的特徴・変化	講義	1	25			25
		競技者の生理学的特徴・変化	講義	1	25			25
		小計		18	450	225	75	150
	疾病と障害	病理学	講義	1	25		25	
		衛生学・公衆衛生学	講義	1	25		25	
		リハビリテーション医学	講義	2	50		50	
		一般臨床医学1	講義	3	75		75	
		一般臨床医学2	講義	2	50			50
		外科学	講義	3	75		75	
		整形外科	講義	3	75			75
	小計		15	375	0	250	125	
	柔道整復術の適応	鑑別診断学	講義	3	75			75
	小計		3	75	0	0	75	
	社会保障制度	保険の仕組み	講義	1	25			25
	小計		1	25	0	0	25	
	保健医療福祉と柔道整復の理念	関係法規	講義	1	25	25		
		柔道整復の歴史	講義	1	25	25		
		職業倫理	講義	1	25	25		
		柔道1	実技	2	60	60		
		柔道2	実技	2	60		60	
		柔道3	実技	1	30			30
	小計		8	225	135	60	30	
合計				45	1150	360	385	405
専門分野	基礎柔道整復学	基礎柔道整復学1	講義	2	60	60		
		基礎柔道整復学2	講義	2	60	60		
		基礎柔道整復学3	講義	2	60		60	
		基礎柔道整復学4	講義	2	60		60	
		基礎柔道整復学5	講義	2	60			60
		小計		10	300	120	120	60
	臨床柔道整復学	臨床柔道整復学1	講義	5	150	150		
		臨床柔道整復学2	講義	5	150		150	
		臨床柔道整復学3	講義	5	150			150
		臨床柔道整復学4	講義	2	60			60
		小計		17	510	150	150	210
	柔道整復実技	柔道整復実技1	実技	5	150	150		
		柔道整復実技2	実技	5	150		150	
		柔道整復実技3	実技	2	60			60
		柔道整復実技4	実技	5	150			150
		小計		17	510	150	150	210
	臨床実習	臨床実習1	実習	1	45	45		
		臨床実習2	実習	1	45		45	
臨床実習3		実習	2	90			90	
小計			4	180	45	45	90	
合計				48	1500	465	465	570
総計				107	2860	960	925	975

*基礎科目は1単位15時間、臨床実習は1単位45時間、臨床実習以外の専門分野並びに柔道1～3は1単位30時間、その他の科目は1単位25時間

介護福祉学科							
領域	教育内容	授業科目	単位		授業 時数	1年生	2年生
人間と社会	人間の尊厳と自立	人間関係論Ⅰ（講義）	6	2	30	30	
	人間関係とコミュニケーション	人間関係論Ⅱ（講義）		2	30	30	
				2	30		30
	社会の理解	社会福祉と社会保障（講義）	4	2	30	30	
		介護保険と障害者自立支援（講義）		2	30		30
	人間と社会に関する選択科目	アクティビティ・ケア	6	2	60	30	30
		健康論（講義）		2	30		30
		初級障がい者スポーツ		1	20		20
		介護サービスマナー		1	20	20	
小　　計		16		280	140	140	
介護	介護の基本	介護の基本Ⅰ（講義）	10	4	60	60	
		介護の基本Ⅱ（講義）		2	36		36
		セルフケアマネジメント（講義）		2	30		30
		介護予防と生活リハビリ		2	60		60
	コミュニケーション技術	コミュニケーション技術	2	2	60	60	
	生活支援技術	生活支援技術Ⅰ	10	3	100	100	
		生活支援技術Ⅱ		5	150	150	
		生活支援技術Ⅲ		2	60		60
	介護過程	介護過程Ⅰ（講義）	10	2	30	30	
		介護過程Ⅱ（講義）		3	45	45	
		介護過程Ⅲ（講義）		3	45		45
		介護過程Ⅳ（講義）		2	30		30
	介護総合演習	介護総合演習Ⅰ	4	2	60	60	
		介護総合演習Ⅱ		2	60		60
	介護実習	介護実習Ⅰ	10	3	176	176	
		介護実習Ⅱ		7	304		304
小　　計		46		1,306	681	625	
心と体のしくみ	発達と老化の理解	発達と老化の理解（講義）	4	4	60	60	
	認知症の理解	認知症の理解Ⅰ（講義）	4	2	30	30	
		認知症の理解Ⅱ（講義）		2	30		30
	障害の理解	障害の理解Ⅰ（講義）	4	2	30	30	
		障害の理解Ⅱ（講義）		2	30		30
	心と体のしくみ	心と体のしくみⅠ（講義）	8	2	30	30	
		心と体のしくみⅡ（講義）		2	30	30	
		心と体のしくみⅢ（講義）		2	30		30
		心と体のしくみⅣ（講義）		2	30		30
小　　計		20		300	180	120	
医療的ケア	医療的ケア	医療的ケアⅠ	5	2	40	40	
		医療的ケアⅡ		2	40		40
		医療的ケアⅢ		1	30		30
	小　　計		5		110	40	70
その他の分野		課題研究	3		45	15	30
合計			90		2,041	1,056	985

学則第8条関係

(別表 4)

スポーツトレーナー学科		全コース共通科目							
教育内容		授業科目	必修選択	授業形態	単位		授業時数	1年生	2年生
基礎分野	科学的思考の基礎・人間と生活	一般教養	必修	講義演習	10	4	60	30	30
		コミュニケーション	必修	演習		2	30	30	
		英会話	必修	講義		2	30	30	
		情報技術	必修	演習		2	30	30	
	計					10	150	120	30
専門基礎分野	人体の構造と機能	スポーツ生理学Ⅰ	必修	講義	10	2	30	30	
		機能的解剖学Ⅰ	必修	講義		2	30	30	
		機能的解剖学Ⅱ	必修	講義		2	30	30	
		体力測定評価法	必修	演習		2	30	30	
		発育発達	必修	講義		2	30		30
		小計				10	150	120	30
	スポーツと社会	スポーツリーダーⅠ	必修	講義	4	2	30	30	
		スポーツリーダーⅡ	必修	講義		2	30	30	
		小計			4	60	60	0	
	運動障害と予防	スポーツ医学Ⅰ	必修	講義	6	2	30	30	
		救急処置法Ⅰ	必修	演習		2	30	30	
		救急処置法Ⅱ	必修	演習		2	30		30
		小計				6	90	60	30
	健康づくりと運動プログラミング	健康管理概論	必修	講義	16	2	30		30
		スポーツ栄養学Ⅰ	必修	講義		2	30	30	
		スポーツ心理学Ⅰ	必修	講義		2	30	30	
		スポーツ心理学Ⅱ	必修	講義		2	30		30
		トレーニング科学・実習Ⅰ	必修	講義演習		2	30	30	
		トレーニング科学・実習Ⅱ	必修	講義演習		2	30		30
		スポーツ科学講座Ⅰ	必修	講義演習		2	30	30	
		スポーツ科学講座Ⅱ	必修	講義演習		2	30	30	
		小計				16	240	150	90
	各種トレーニングの理論と実際	ベーシックエクササイズ	必修	演習	14	2	30	30	
		レジスタンストレーニング	必修	演習		2	30	30	
		エアロビックダンスⅠ	必修	演習		2	30	30	
		エアロビックダンスⅡ	必修	演習		2	30	30	
		水泳	必修	演習		2	30	30	
		アクアエクササイズ	必修	演習		2	30		30
		ウォーキング・ジョギング	必修	演習		2	30		30
		小計				14	210	150	60
	計					50	750	540	210
特別教育科目	進路指導	進路指導	必修	講義	2	2	30	15	15
		小計				2	30	15	15
	卒業進級	進級制作	必修	演習	10	4	60	60	
		卒業制作	必修	演習		6	90		90
		小計			10	150	60	90	
	宿泊実習	海外実学研修	選択	演習	8	4	60		60
		実技宿泊演習 ※キャンプ、スキー	必修	演習		4	60	60	
		小計			8	120	60	60	
	業界研修	業界研修Ⅰ	必修	実習	4	2	60	60	
		業界研修Ⅱ	必修	実習		2	60		60
		小計			4	120	60	60	
	ゼミ	ゼミ	選択	講義演習	指定時間			随時	
		小計							
	特別講義	特別講義	選択	講義演習	4回で1単位			随時	
		専門種目領域選択	選択	講義演習	4回で1単位			随時	
		小計							
	ボランティア	ボランティア	選択	実習	指定時間			随時	
小計									
計					12	420	195	225	
共通科目合計					72	1,320	855	465	
共通科目・専門科目 総合計					119	2,025	1065	960	

学則第 8 条関係

(別表 4)

スポーツトレーナー 学科		コース専門科目							
教育内容		授業科目	必修 選択	授業 形態	単位		授業 時数	1年生	2年生
専 門 科 目	スポーツ応用科目	スポーツバイオメカニクス	コース必修/選択	講義	12	2	30		30
		スポーツ生理学Ⅱ	コース必修/選択	講義		2	30	30	
		スポーツ医学Ⅱ	コース必修/選択	講義		2	30	30	
		スポーツ医学Ⅲ	コース必修/選択	講義		2	30	30	
		スポーツ内科学	コース必修/選択	講義		2	30		30
		スポーツ栄養学Ⅱ	コース必修/選択	講義		2	30		30
		小 計				12		180	90
	ストレンクス＆コンディ ショニング・アスレ ティックトレーニング科目	スポーツトレーナー概論	コース必修/選択	講義	22	2	30	30	
		スポーツトレーナー講座	コース必修/選択	演習		2	30	30	
		パーソナルトレーニングの法的側面	コース必修/選択	講義		2	30		30
		測定と評価Ⅰ	コース必修/選択	演習		2	30		30
		測定と評価Ⅱ	コース必修/選択	演習		2	30		30
		アスレティックリハビリテーションⅠ	コース必修/選択	演習		2	30		30
		アスレティックリハビリテーションⅡ	コース必修/選択	演習		2	30		30
		アスレティックリハビリテーションⅢ	コース必修/選択	演習		2	30		30
		現場実習Ⅰ	コース必修	演習		2	30	30	
		現場実習Ⅱ	コース必修	演習		2	30		30
		現場実習Ⅲ	コース必修	演習		2	30		30
		小 計				22		330	90
	ジュニアスポーツ科目	スポーツ実技Ⅰ	コース必修/選択	演習	8	2	30	30	
		スポーツ実技Ⅱ	コース必修/選択	演習		2	30		30
		コーチング論	コース必修/選択	演習		2	30		30
		ジュニアスポーツ指導者実習	コース必修/選択	演習		2	30		30
		小 計				8		120	30
	各種資格講座	幼児体育指導者2級講座	選択	演習	5	1	15		15
		障がい者スポーツ初級指導者講座	選択	演習		2	30		30
		キャンピングインストラクター講座	選択	演習		2	30		30
		小 計				5		75	0
	受験対策	各種受験対策	選択	演習	指定時間			随時	
		小 計							
専門科目合計					47	705	210	495	